

部 活 動 計 画

部活動設置の意義

本校の部活動は学校の教育活動としてとらえ、中学生期の趣味・特技をのびたいという欲求を満たし、思春期のエネルギーを発揮するとともに、人間形成の場として、重要な役割を果たしている。

1 部活動のねらい

- (1) 自主的な行動・自発的な活動を促進し、自分達の力で集団生活をより楽しく、よりよいものにする態度と実践力を養う。
- (2) 健全な共通の趣味や特技を基盤とした集団活動を行なう中で、友情を深め、社会性を養い、豊かな人間関係を育てる。
- (3) 体力・体位の向上、精神、情操の陶冶と勤労を学ぶ態度を育てる。

2 基本方針

- (1) 部活動は教育活動の一環であるという共通理解のもとで原則として全職員が顧問・副顧問として協力して、その指導にあたる。
- (2) 顧問や副顧問については、教師の特技・関心・興味などを考慮し、希望を募って調整を行い、職員会議で確認・決定し、学校長が委嘱する。
- (3) 教師と生徒、上級生と下級生、同級生同士、相互の信頼と愛情と協力を結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- (4) 部活動を通じて、社会性を養い、どんな場所でもきちんとした生活態度（マナー・エチケット等）で行動ができるようにする。
- (5) 部活動指導員・外部指導者等は指導教師（顧問・副顧問）との連携を密にし、技術指導や生活面の指導にあたる。

3 活動組織

- (1) 部は次の通り設置する。（*クラブチーム）

○野 球	○サッカー	○男子バスケットボール	○女子バスケットボール
○女子バレーボール	○男子ハンドボール	○女子ハンドボール	
○女子ソフトテニス	○男子テニス	○女子テニス	○剣 道
○美 術	*男子バレーボールクラブ		○吹奏楽

※ 卓球、水泳、空手道、柔道、相撲については、参加者を募り、中体連主催の大会に学校代表として参加することができる。引率は本校教諭とする。

- (2) 部活動を円滑に行うために、次の係及び連絡会を設置する。

①教師の係

ア 部活動主任 イ 各部顧問・副顧問教師

②生徒の係

ア 各部のキャプテン（部長） イ 各部の副キャプテン（副部長） ウ キャプテン会会長

③保護者の係

ア 部活動育成会会長（1名） イ 部活動育成会副会長（2名） （*ア・イ輪番制）

④部活動連絡会

ア 顧問会 イ キャプテン会 ウ 全体会（部活動集会）

- (3) 各部の指導教師（顧問・副顧問）は本校職員で当たり、校長が委嘱する。

- (4) 部活動顧問会を毎月の職員会議後に定期的に行い、臨時の確認があればその都度、部活動顧問会を行う。

- (5) 顧問・副顧問以外の指導者（外部指導者等）が必要な場合は、部活動顧問会で協議し、校長が委嘱する。
- (6) 外部の協力者の協力内容
- ① 指導教師（顧問・副顧問）と協力して、その指導に当たり、時間の許す限り練習に顔を出し激励する。
 - ② 大会・対外試合・コンクール等は、できるだけ指導教師（顧問・副顧問）と一緒に引率し、顧問が引率できない場合は、副顧問が代わりに引率する。
 - ③ その他、指導教師（顧問・副顧問）との連携を密にしながら、指導教師（顧問・副顧問）の負担を軽減する。
- (7) 部活動育成部長は、各部保護者会の中から輪番制で選ばれ、各部保護者会の取りまとめや諸活動の協力をを行う。

4 部活動規程

(1) 活動の仕方

- ① 活動時は顧問か副顧問、もしくは校長が委嘱した部活動指導員・外部指導者等が付いて活動する。
- ② 顧問か副顧問が付けず、やむを得ず活動する場合は、隣の部活動顧問に依頼を行う。

(2) 部活動日及び活動時間

① 活動日

ア 平日の活動は4日間とし、水曜日は原則部活動休養日とする。

※ただし、活動場所の確保の観点から、体育館コートを使用部は活動可。

体育館使用部:男女バスケットボール部、男女ハンドボール部、女子バレーボール部)

イ 休日の部活動時間は、原則3時間以内（準備片付けを含む）とし、休日（土・日）の1日と、第3日曜日（家庭の日）とその前日土曜日は休養日とする。

※但し、大会等を2週間後に控えている場合は、校長の許可を受け、保護者の承諾を得た生徒が承諾書を提出して（1）活動の仕方に準じて活動する。その際、大会後に休養日を設ける。

※体育館コートを使用する部活においては、練習場所の確保の観点から、第3日曜日を省く休日（土日）の両日も活動することができる。その際、平日に休養日を設ける。

ウ 長期休業日の場合は、活動計画書を部活動主任に報告し、校長の許可を得て活動する。

エ 活動場所や時間については、学校行事・生徒会活動・学級活動を最優先とする。

オ 定期テストの場合、5教科（国語・数学・理科・社会・英語）は1週間前から、技能教科（技術・家庭・美術・音楽・体育）は3日前からテスト休みとする。（早朝・延長練習も含む）

カ 早朝練習や延長練習を行う場合は校長の許可を受け、保護者の承諾書を得た生徒が活動できる。

※活動は、（1）活動の仕方に準ずる。

② 活動時間

ア 活動終了時間と下校完了時間

I期（2月～10月） 活動終了時間…18:00 下校完了時間…18:20

II期（11月～1月） 活動終了時間…17:30 下校完了時間…17:50

※完全下校時間は厳守する。また、指導教師（顧問・副顧問）の裁量で完全下校時間を早めることはできる。

イ 早朝練習（平日）を行う場合の活動時間は、7時15分～7時55分迄とし8時10分までには教室に入る。

ウ 部活延長（平日）を行う場合の活動時間は、30分を限度とする。

③ 活動における留意事項

ア 休日の活動や早朝・延長練習を行う場合の許可書は、指定の場所（出席簿棚の隣）に掲示する。

イ 大会等の期日を、職員室入り口の「部活動大会カレンダー」で報告・周知する。

(3) 指導教師（顧問・副顧問）の役割

- ① 部活動は、学校教育の一環として、生徒の体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協力する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力が育まれる指導を行う

- ② 生徒に対して、部活動における学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得られるよう努める。
- ③ 生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設置する。
- ④ 生徒の健康管理、安全管理に留意し、科学的、合理的な指導を行う。
- ⑤ 生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促す。
- ⑥ 部活顧問は、大会等の実績のデータ入力を確実に行う。(Public→2025年度→生徒の活躍状況)
 - ア 地区大会を勝ち抜き、県大会出場権を獲得した場合は、「県大会出場」の文言を付け加える。
※九州大会・全国大会等も準ずる。
 - イ 大会等で実績を残した場合は、そのメンバー表を確実に残しておく。

(4) 各部活動の運営について

- ① 体罰・ハラスメントの根絶を根絶する。
- ② 安全教育に取り組む。
- ③ 部活動内のいじめを防止する。
- ④ 部員名簿を作成し、部員数や部活動指導員・外部指導者・保護者会会長等を報告する。
- ⑤ 各部、キャプテン(部長)・副キャプテン(副部長)を置く。
- ⑥ キャプテン(部長)と、絶えず指導教師(顧問・副顧問)と連絡を取りながら活動を進める。
- ⑦ 活動場所や練習時間の割り振りは、活動場所の顧問間で調整する。
- ⑧ 安全面に気を配り、施設や用具を大切に扱って活動する。
- ⑨ 部活動の下校指導は、キャプテン会を中心に輪番制で下校放送する。
- ⑩ 各部のキャプテン(部長)・副キャプテン(副部長)は、片付けや戸締まりの点検をし、下校する。
- ⑪ 部室や使用場所の管理は、指導教師(顧問・副顧問)の責任のもと、部員が協力して整理整頓する。

(5) 部員の資格・入退部・活動の停止について

- ① 部員は、本校に在籍する生徒である。
- ② 入部するときは、生徒・保護者とも部活動結成会に参加し、「部活動入部申込書」を提出し許可を得る。
途中時期の入部のときは、保護者同伴の上、生徒・指導教師(顧問・副顧問)の三者で話し合いを持ち「部活動入部申込書」を提出し許可を得る。
- ③ 退部するときは、保護者承諾の上、「退部届」を提出し、指導教師(顧問・副顧問)と話し合い退部する。
- ④ 指導教師(顧問・副顧問)や他の教師の指導に従わない場合や、他の生徒に著しい迷惑をかけ活動に支障をきたした場合は、活動の停止、または退部させることもある。

(6) 部活動費について

必要な部活動費は受益者負担を原則とするが、一部は生徒会及びPTA予算に計上し、援助を受ける。

- ① 入部時徴収金内訳・・・1, 2年生(年間) 5, 000円 3年生(年間) 2, 000円
※退部した場合には、徴収金は返金されない。
- ② 納入日・・・部活動結成会の日に、顧問教師に納入する。
- ③ 途中時期の入部や、退部後に他の部へ再入部する場合は、月割り500円の納入とする。
- ④ 部活動費は年度末に収支報告を行い、出納簿、領収書綴りを作成し、保護者会の監査を受けて学校長の提出する。

(7) 部の編成・設立・部活動の停止について

- ① 部の編成は毎年4月に行う。
- ② 部の設立、廃部に関しては、部活動顧問会において検討し、校長が決定する。
 - ア 設置基準
 - ・競技等に応じた部活可能な生徒がいること。
 - ・指導教師(顧問・副顧問)がいること。
 - ・1年以上の活動実績があること。

イ 手続き

- ・部活動主任に申し出る・
- ・部活動顧問会を承認を検討する。
- ・学校長の承諾を得て、校長から指導教師（顧問・副顧問）を委嘱する。

③ 部活動規則を守らない部活動は、活動を停止する。

(8) 事故発生時の処理

- ① 傷病者に対して、精神的ショックを与えないように配慮し、誠意を持って事故処理に当たる。
- ② 判断や処理については、細心の注意を払って、その場で実施可能な応急処置を行う。
- ③ 事故発生の場合は、近くの職員で応急処置を行い、養護教諭に連絡を取り指示を受ける。その際、保護者・学校長又は教頭・救急車、その他関係者へ連絡し、治療処置の対策をとる。
- ④ 事故発生で救急を要する場合は、速やかに応急手当等を施し、保護者へ連絡する等、迅速に適切に対応に当たる。（※緊急の場合は、タクシーチケットの使用可）
- ⑤ 養護教諭との連絡を取り、速やかに日本スポーツ振興センターへの適応手続きをとる。

(9) 部員心得

- ① 石田中学校の生徒として誇りと自信・責任を持って行動すること。
- ② 指導教師（顧問・副顧問）・部活動指導員・外部指導者等の指導を素直に受け考えて行動すること。
- ③ 施設や用具、活動場所の安全を確かめ、常に安全面に気をくばって活動すること。
- ④ 部活動規則や学校の規則を守り、奉仕活動にも積極的に行う。
- ④ キャプテン（部長）・副キャプテン（副部長）は練習の可否を指導教師と連絡を取り確認すること。
- ⑤ 大会への参加は、日頃の活動（学習、諸活動、生活態度等）の発表の場として捉え、常に自分を高めることに努めること。
- ⑥ あいさつを心がけ、チームワークを高めるとともに、学校全体が活気づけるようにすること。
- ⑦ 必要以外の金銭を持たず、登下校は買い食いをしないこと。休日、校内での携帯、飲食は原則禁止。
- ⑧ 学校の規則や部活動規則、部の指導方針に従わない時は、活動の停止又は退部させることもあること。
- ⑨ 練習場や部室の整理整頓に務めること。
- ⑩ 部室の利用は、活動時のみとし、活動用具以外は置かないこと。
※部室の破損、鍵紛失等は速やかに顧問に相談すること。
- ⑪ 原則として、着替えて帰宅すること。
- ⑫ 放課後及び休日等の部活動において、自転車での通学は禁止とする。

5 外部指導者（部活動指導員含む）についての留意事項

- (1) 対外試合等の引率・監督は、学校が主体性を持って行う。
(校長・教頭・顧問・部活動指導員・外部指導者等である)
- (2) 外部指導者は各部顧問教師が推薦し、校長が認め委嘱状を交付する。
- (3) 外部指導者の任期については一年間とし、更新は可能とする。但し、指導者として不適任の場合は解任もあり得る。
- (4) 外部指導者は、スポーツ安全保険に加入すること。
- (5) 外部指導者は、那覇地区中体連外部指導者名簿に登録すること。
- (6) 外部指導者は、学校の「部活動計画」のもとで、活動する。
 - ① 学校の部活動方針を理解し協力してもらう。
 - ② 部顧問教師との連携を密にして、行動（指導）してもらう。
 - ③ 学校の練習計画に沿って活動し、生徒の健康・安全には十分留意する。
- (7) 外部指導者には委嘱状と感謝状を贈呈する。

6 部活動重点目標

- (1) 部活動に主体的に取り組み、自ら考え、判断し、行動する自律した生徒を育成する
- (2) 部活動規則を遵守する。

7 保護者（家庭）への協力依頼

(1) 健康について

- ① 暴飲暴食は避け、バランスの良い食事をとらせる。
- ② 朝食は、必ずとらせる。
- ③ 睡眠は、充分にとらせる。
- ④ 早寝・早起きを実行させる。

(2) 学習について

- ① 学習と部活動を両立させる。
- ② 学習状況・成績については常に関心を持ち、学級担任や部活動顧問とも連絡を取り合い相談する。

(3) その他の注意事項

- ① 学校からの帰宅が不規則の場合は、学級担任か部活動顧問に連絡をとる。
- ② 服装や身の周りの持ち物等に、充分気を配る。
- ③ 友人関係にも、特に関心を持つ。
- ④ 土・日曜日や祝祭日の活動で、昼食が必要な場合できるだけ弁当を持たせる。
- ⑤ 必要以外のお金を持たせない。
- ⑥ 個人情報保護の観点から各種大会名簿等に名前を載せたくない場合はあらかじめ顧問へ申し出る。

8 その他

(1) 同好会に関する規約

- ① 同好会は、下記のア～エを満たし、同好会新設申請書を部活動主任へ提出し、活動に責任のとれる指導教師が確保され、部活動顧問会の承認を得て、校長が許可する。
ア 同好会入会希望者が、その種目の団体戦登録人数を確保することができること
イ 活動が短期間のみではなく、長期的活動が見通せること
ウ 活動場所・活動時間を確保することが可能であること
エ 保護者会の設立ができること
- ② 同好会は同好者の活動の場とし、その集団活動を通して生徒相互の連帯を深めることを目的とし、その活動は指導教師の指導のもとで自主的に行なうものとする。但し、すべての活動において部活動計画に準じ、学級・部活動を優先する。
- ③ 同好会は、原則として、部活動と併願できない。ただし、吹奏楽部と合唱団の併願については、部活動顧問と調整し、活動することができる。
- ④ 原則として、中体連主催の大会に対しては、引率は顧問が行う。それ以外の大会は、引率は保護者が行う。
- ⑤ 同好会の顧問教師は、活動者の把握と保護者への確認を行い、全ての活動において安全面に配慮するよう心がける。万一事故が生じた場合には、日本スポーツ振興センターで対応する。
- ⑥ 同好会での予算は、基本的に受益者負担とする。但し、学校代表やそれに準ずる活動の場合は学校長の承認を得られれば、一部生徒会やPTA予算に計上し援助を求めることができる。
- ⑦ 新しく部を設立する場合は、部活動規則（7）①②に準ずる。

(2) 部活動指導員については、那覇市会計年度任用職員採用に基づき、校長の申請を経て、運動部活動1名・文化部活動1名の配置となる。（※年度により変更）

(3) 各種申請書保管場所（public → 2025（R8）年度 → 部活動計画 → 各種申請書）